

【1か月の自己負担限度額】令和8年8月～令和9年7月

後期高齢者医療保険

区分	所得区分			多数回該当 (4回目以降)	年間 上限
		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)		
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得690万円以上	270,300円+ (総医療費-901,000円)×1%		140,100円	168万円
	Ⅱ 課税所得380万円以上	179,100円+ (総医療費-597,000円)×1%		93,000円	111万円
	Ⅰ 課税所得145万円以上	85,800円+ (総医療費-286,000円)×1%		44,400円	53万円
一般Ⅱ		22,000円	61,500円		<外来> 21万6千円 <入院> 53万円 ※3
一般Ⅰ					
低所得者Ⅱ ※1		11,000円	25,700円	24,600円	<外来> 9万6千円 <入院> 29万円
低所得者Ⅰ ※2		8,000円	15,700円	なし	18万円

- ・ 所得は前年の所得になります。(1～7月診療分は前々年の所得になります。)
- ・ 住民税課税所得は、総所得金額等から各種所得控除額を差し引いた額のことです。
- ※1 低所得者Ⅱは、**世帯全員が住民税非課税**で、低所得者Ⅰ以外の方となります。
- ※2 低所得者Ⅰは、**世帯全員が住民税非課税**で、その世帯全員の各所得が0円(年金所得は82.65万円控除した額、給与所得のある方は、所得税法により算出した給与所得の金額から10万円控除した額)となる世帯の方になります。
- ※3 年収約200万円未満であることが確認できた方は年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払いされます。